

平成 23 年 5 月 17 日
健 康 福 祉 部

1 本市に寄せられた義援金の取り扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に対する支援が多くの団体や個人の方々から義援金、見舞金として寄せられている。今回、市では義援金や見舞金の取り扱いを下記のとおりとする。

- (伊達市への寄付内容) 5/6 現在
伊達市復興及び被災者市民のための見舞金・義援金

合計額 24,254,569円 137件

(1) 伊達市の被害状況 5/16 現在

	現在世帯数	認定件数
・ 罹災証明願受付件数	4,150件	
・ 被害調査件数(1回目)	3,411件	54件
・ 被害調査件数(2回目)	539件	精査中
・ 未調査件数	200件	精査中

- (義援金や見舞金の対象者)

今回の震災により、住居に被害を受け罹災証明の申請をし、被害調査の結果、半壊以上の判定を受けたものとする。(一部損壊は対象外とする。)

(2) 伊達市義援金について

伊達市民の被災者支援のために寄せられた義援金を下記の内容で配分する。

- ① 全壊 5万円
- ② 半壊 3万円

2 伊達市災害見舞金について

伊達市災害見舞金の交付等に関する要綱の規定に基づき災害見舞金を支給する。

- ① 住家の全焼、流出又は全壊の場合は10万円以内とする。
- ② 住家の半焼、半流失又は半壊の場合は5万円以内とする。

※災害見舞金については予算として計上する。

参考資料

(1) 東日本大震災被災者に対する国、県の義援金

	全 壊	大規模半壊	半壊
国義援金	35万円	18万円	18万円
県義援金	5万円	5万円	5万円

(2) 県内各市の配分等の状況

各 市	全壊	半壊	内 容
福島市	13万円	大規模半壊 7万円 半壊 5万円	配分委員会を設置 国・県義援金に加算して支給
二本松市	配分予定		配分委員会は、未招集 災害見舞金、国・県義援金は支給済
本宮市	未定		
田村市	配分予定		配分委員会を設置予定 国・県義援金に加算して支給を検討
郡山市	5万円	5万円	配分委員会は設置なし 災害見舞金に加算して支給予定
須賀川市	5万円	3万円	配分委員会を設置 国・県義援金に加算して支給
白河市	5万円	5万円	配分委員会を設置 国・県義援金に加算して支給
いわき市	5万円	5万円	配分委員会を設置 国・県義援金に加算して支給
伊達市	5万円	3万円	配分委員会は設置せず災害対策本 部会議において承認を求め、国・県 義援金に加算して支給

(3) 被災者生活再建支援制度

区分		全 壊	大規模半壊	半壊	備考	
被災者生活 再建支援制 度	基礎支援金	100万円	50万円			
	加 算 支援金	建設・購入	200万円	200万円		単身世帯の 場合は 75% の額
		補修	100万円	100万円		
		賃借	50万円	50万円		

※大規模半壊で、解体又は長期避難となるものは、全壊として取り扱う